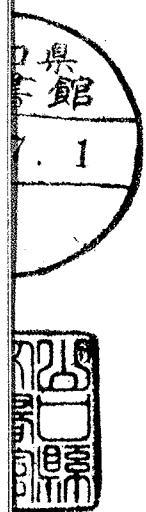


## 防長庄園の地域的考察（前編）

田 村 哲 夫

山口県下における庄園を伝承系統別に見た分布状態については、先に『山口県地方史研究』第九号(昭和三八年六月)の中で「防長庄園の分布状態について——鎌倉時代を中心にして——」と題して小論を発表した。

今回は山口県東部から西部へと地域別に一つ一つの庄園を考察し、その各庄園の性格と地頭職・公文職らの庄園下司との結びつきなどについても考察を加えたい。なお、こうした考察については御歴生翁甫氏(初代山口県地方史学会長)の名著『防長地名淵鑑』(昭和六年刊)が唯一の著作であったが、筆者はその後の新史料の散見によって更に考証を加える必要を痛感し、現時点での私案をここに発表するものである。しかし史料不足のため考証し得なかつた庄園も多く、また庄園と公領との性格が判然としない面もあつて、今回は発表を見あわせた庄園もある。後日の研究に譲ることにしたことを了とせられたい。なお、特に史料名を挙げなかった一般的な諸庄園の伝承経過等に關しては、蘆田伊人氏が帝室林野局の依嘱を受けて執筆された『御料地史稿』(昭和二二年刊)と、佐野恵作氏著の『皇室と寺院』



(昭和一四年刊)竹内理三氏著の『寺領莊園の研究』(昭和一七年刊)等を参考にしたことをわっておく。

さらに、今回は時間的・字数的な考慮もあって周防国内の庄園の部のみを前編にまとめ、長門国内の庄園の部と両国の総まとめ、庄園地図等については後編として次号で発表する予定である。

### 1 島末庄

大島郡東和町の森野地区を東方とし、家室西方地区を西方とする最勝光院院の庄園であった。最勝光院は後白河法皇の皇后である建春門院平滋子の御願によつて承安三年(一一九三)八月に創建せられた。藤原經房の日記『吉記』によると、承安四年(一一九四)二月二十六日に、最勝光院領の島末庄から弁済の国庫官物を注進するよう大藏卿藤原泰経に命じた記事が初見である。ついで同年八月十日の条にも藤原經房が島末庄の事について内大臣藤原(九条)兼実に申入れをした記事があつて、最勝光院の庄園に當てられていたのである。建春門院は薨去に際しての安元二年(一一七六)に最勝光院領を後白河法皇に譲進せられた。

ついで源平争乱に際しての寿永三年(一一八四)十月に新中納言平知盛は大島の内に城を築いて居住すること旬月に及び、島人の屋代源三や小田(安部)三郎守真らは知盛に応じたのである。ところが源頼朝が平家を滅ぼして天下を統一し、中原(大江)広元を大島三箇庄(島末庄・安下庄・屋代庄)の地頭職に文治二年(一一八六)十月八日に補任した。『吾妻鏡』の文治四年(一一八八)十二月十二日の条に、中原広元は使を鎌倉に遣わして、院旨を奉じ周防国島末庄知行の由緒を具申したことを報じたことがあつた。

また『萩藩譜録』の長崎氏の伝書によると、長崎氏の先祖である藤判官親康は早くから島末御庄の下司職に補任せられ、その孫の光親は島末庄東方と西方兼帶の惣公文職に補せられ、光親の子朝光は建長八年(一一九〇)に惣公文職を安堵せしめられている。そして隼人佑重親に至つて大内持世に仕え、島末庄西方の長崎に居住していたので長崎氏を称するようになったとしている。

さて最勝光院領は建久三年(一一九二)に後白河法皇から後鳥羽天皇に譲与せられたのであるが、承久の乱(一一九三)に後鳥羽上皇の討幕計画が失敗して上皇の御料地は全部幕府に没収せられた。ところが、『醍醐寺文書』の寛喜三年(一一九三)八月二十八日付の「三宝院門跡成賢權僧正讓状案」によると、周防国島末庄は成賢から道教法眼に譲与せられた庄園の一つであることが知れるので、三宝院門跡に移行して大覺寺統の管領する御料地に属したことであろう。

なお『東大寺尊勝院文書』の永仁二年(一二〇四)十月十日付周防国諸郷保地頭に対し、周防守護の上総前司が発した施行状によると、島末地頭にも周防国御領地の所務を押領しないよう命じているので、島末内にも東大寺が管理する国御領が介在していたのであろう。

### 2 安下庄

大島郡橘町の東西安下庄を庄園とする妙法院の庄園であった。妙法院は後白河法皇を中興の祖とし、建仁年間(一一九三~一一九五)に妙法院と称し、後堀河天皇の皇弟である綾小路宮尊性法親王が門跡の初めである。尊性法親王は延応元年(一二〇〇)八月に御管領の所領を土御門天皇の皇子尊守法親王に譲進せられたことが、『門葉記』の同年十二月二十五日付門跡惣領の條によつて知れる。安下庄はその後も妙法院門跡領として伝領せられたか否かは史料の欠亡によつて詳らかでない。『古文書纂』所収の元弘三年(一二〇〇)七月十日付の後醍醐天皇綸旨によると、安下庄は坊門俊実の知行となさしめられている。

なお安下庄の地頭職に中原(大江)広元を補任したことは島末庄・屋代庄と同様である。また室町期に入つてから安下庄の公文名は山口の法泉寺領となつていたが、大内氏がこれを借用していいたため、幕府は嘉吉三年(一二四三)三月一日に元の如く寺家に返付すべきことを命じた記事が『看聞御記』に見えるのである。

### 3 屋代庄

大島郡大島町を庄園とする藤原北家(九条流)の庄園であつたようである。御園生翁甫著の『防長地名

『淵鑑』では「安部成清開発し、右大臣藤原良房公に寄進して其莊園となす。嘉祥二年（八九）成清屋代庄惣公文職に任せらる」としているが、『櫛辺氏譜錄』によると、安部成清は嘉承二年（一二〇四）二月一に屋代庄の領主職を賜うとしている。嘉承当時の右大臣は藤原忠実で孫は兼実である。治承四年（一二〇〇）五月の『皇嘉門院惣处分状』（九条家文書）によると「さいそんかう院 すわう やしろ」の庄名をあげている。これは兼実の妹で崇徳天皇の皇后であった皇嘉門院聖子が兼実の長男良通にその領地であった最勝金剛院領などを譲られた時の处分状であるから、屋代庄はもと最勝金剛院領であったのである。これら重要な惣閥家領は独立して兼実の所領となつたが、兼実は建久七年（一一九六）の政変により、失意のうちに元久元年（一二〇四）四月に自筆の处分状（九条家文書）を草して、娘で後鳥羽天皇の中宮となつた宜秋門院任子に所領を譲与した。この中に「周防国屋代庄」の庄名が見え、ついで暦仁元年（一二〇八）十二月に宜秋門院は薨去されたので、惣閥家領伝領の旧規にしたがつて兼実の孫の道家が伝領することとなつた。道家も建長二年（一二〇〇）十一月に惣处分状（東福寺文書）を作つて孫の右大臣忠家に譲渡したのである。その家領の中に「周防国屋代庄」と東福寺領の「周防国得地上保」の名を見るが、得地上保の方は兼実自筆の处分状にはまだ載つていない。その後の屋代庄の伝承については詳らかでないが、恐らく室町期に至るまで九条家の家領として伝領せられたことであろう。

さて、屋代庄の惣公文職は安部氏の世襲であつたが、源平争乱に屋代庄開発主の安部成清の孫に当る守真らが平知盛に応じたことは島末庄の条で述べた通りである。また中原（大江）広元を大島三箇庄の地頭職に補したことも同様である。ついで『櫛辺文書』によると、建久二年（一二〇一）三月廿二日に安部守真は屋代御庄の惣公文職に補任せられている。ここにおいて屋代庄は九条家が本家であり庄園の所有者であつて、大江広元が地頭として本家の所役を勤め、さらに安部守真が公文として庄務の執行に當ることとなつたのである。ついで守真の子の光盛が公文職として直接年貢を徵収し、本家と地頭との命令を遵奉しないで庄務が違乱するに及んだことがあつたので、幕府は

嘉祐二年（一二〇六）六月に公文職の得分である内免・仏神馬上免・自名等の外は所定の年貢を先例に任せて本家に収納せしめる、もしこれに違背して横暴な行為があつた時はその職を改補するという条件で、光盛は元の如く惣公文職に補任せられることとなつた。かつまた当庄は開発以来の由緒も他庄に異つており、源賴朝が天下を統一してからも安部氏の公文職には改転がなかつたのであるから、本家も地頭も共に安部氏の公文職を違乱すべからざるを命じ、もし違變したならば訴訟をなさしめ、互に自由の濫妨を停止せしめることを決定している。この時の課役を免除せられた内免等の内容は『櫛辺文書』に次のように見える。

## 一 内免事

給田肆町伍段

土居弐町

竿矢參町

竽畠伍町

交分

文料

自名加徵

百姓節料在家別  
炭四籠・薪六井百姓人夫春秋四ヶ度  
在家別  
人夫五人

惣庄散仕

同定使——牛二疋

一 仏神馬上免事

松尾寺建永元年檢注取帳定  
寺領之外浮免七反觀音寺七反 差坪二反  
浮免五反妙見神領建永元年檢注取帳定八幡宮一丁四反  
浮免一丁一反鳴途新宮一丁七反 差坪八反  
浮免九反牛頭天王二反



## 一 自名事

正成　吉成　石丸　得命　安行　国武　行松　安宗  
椋野浦　日見浦　志佐浦

右の仏神馬上免となつた松尾寺は東三浦の寺家に、觀音寺は東屋代の吉兼にあつた真言宗の寺院であり、妙見神領は東屋代の字地に残り、妙見とは度石神社のことであり、八幡宮とは小松の志駄岸八幡宮を指し、もと東屋代の徳神にあつた。また鳴途新宮は小松と三浦にまたがる大玉根神社のことで、牛頭天王は祇園社のことであるが今は不明である。なお自名とは安部氏が開発した名田のことで名主職を持つていた所の名称である。

その後、安部光盛の弟善信は正元元年（三九）十一月に屋代庄南方の公文職を譲られ、弘安七年（三七）二月に清氏へ、文保元年（三九）五月に奉光へ、暦応二年（三九）二月に光一へとそれぞれ世襲されていることが『榆辺文書』によつて知れ、また屋代庄北方の公文職については至徳二年（三九）四月に岩国横山の永興寺へ寄進されていることが同寺文書に見える。

## 4 柱島 岩国市の柱島は熊毛郡の伊保庄・籠戸関・矢島らと共に山城国上加茂（賀茂別雷神社）の神領であった。

寿永三年（三九）四月二十四日の『鳥居大路文書』によると、源頼朝は高倉天皇の院旨を奉じて上記の賀茂別雷社領に武士の狼藉を停止したが、その後も土肥実平や土人の大野七郎遠正らの不当な所為を社司から陳訴に及んだので、文治二年（三九）九月五日にも頼朝は再び下文をもつて同社領への濫妨を禁止していることが同社文書に見えるのである。

## 5 石国庄 岩国市の旧岩国・横山地方を庄域とする室町院の庄園であった。正安四年（三〇一）の『室町院御領目録』に、散在御領として「周防国石国庄」の名を挙げ、『実躬卿記』の同年八月廿九日の条に、室町院の遺領を持

明院と大覚寺の両統に配分した記事がある。この室町院領とは後堀河天皇の皇女である室町院禪子内親王の御料地のことであるが、この御領は後白河法皇の皇女殷富門院亮子内親王が建久三年（三〇三）に法皇から譲与せられたもので、建保四年（三〇六）四月に殷富門院は薨去になり、弟の高倉天皇の第二皇子後高倉院守貞親王に伝承せられ、ついで後高倉院の皇女式乾門院利子内親王が伝承せられ、建長三年（三〇五）正月薨去以後は室町院の御領となつたのである。室町院は正安二年（三〇〇）五月に薨去せられた時、大覚寺統の龜山法皇は法皇の御料地にしようとしたが、持明院統の伏見上皇がこれに反対を表明せられたので、幕府は同四年八月に折衷案を出し、室町院領を二分してその一半ずつを両統の御管領とするよう調停したのであった。この結果、石国庄は持明院統の方の御料地に属することとなつて室町時代に及んだのである。至徳二年（三〇五）四月七日の『永興寺文書』に「永興寺領周防国屋代庄北方・岩国本庄内横山向棚井・波野郷内佐多生野等事」を、大内義弘の申請に任せて当寺領とする足利義満の打渡状があり、鎌倉期の石国庄は室町期には岩国本庄と称せられるようになった。

## 6 御庄 岩国市御庄の地域は地名によつて藤原氏が由緒ある院家の御料地であつたと思われるが別に史料に伝わつてゐない。或いは岩国本庄を岩国御庄とも呼び、御庄の地域まで庄域が延びていて、御庄の呼称だけが地名に残つたのではないか。とすれば室町院領に属していたかも知れない。後証を待つのみである。

7 山代庄 玖珂郡錦町に庄域を持つ庄園であつて、『兵範記』によると、平安後期には左大臣藤原頼長の庄園であつたが、保元の乱（二九）によつて反対派の頼長らの所領は全部没収せられ後院の御料地とせられたのである。後院とは天皇の御在位中に譲位後の御座所としてあらかじめ定めて置かれる御所のことと、後院領はその後院の経費を支弁するための御料地である。山代庄はこの時から後白河天皇の後院となつたことは『兵範記』の保元二年（二九）三月二十九日の条に明らかである。その伝承については不明であるが、『勘仲記』の弘安二年（三九）八

月一日の条では、山代庄は後高倉院の皇女安嘉門院邦子内親王の御領となつてゐる。この安嘉門院領は西園寺家が伝領し、建武二年（一三三五）の『西園寺家領目録』によると、後醍醐天皇は西園寺公重に山代庄外三十一箇所の庄園を知行せしめられているのである。公重以前はその兄の公宗が所領していたらしく、公宗は同年六月に謀反して捕えられたため、その庄園を没収して弟の公重に宛行されたものと推察される。

この山代庄の庄名は室町期に入ると、近郷の地域をも併せて玖珂郡北部の総名となつたのである。その例証としては、正平十四年（一三三九）十二月の本郷村波野の仲光寺古仏光背銘に「山代庄坂上波野畠安養山仲光寺堂敷事」、正長二年（一三三九）九月の美川町四馬神の河内神社鐘銘に「玖珂郡山代庄内河山畠五葉院」、永享十一年（一三三九）八月の岩国市南河内の角村鎮座椎尾八幡宮神輿棟札に「山代庄河内郷八幡宮御輿造立」などとあって、庄域の広がりを示しており、『山代温故録』所収の「大永三年（一五二三）の秋十三ヶ村検地辻」に至つては、山代庄内は六郷七畠にわたる広域となつてゐるのである。

**8 玖珂庄** 玖珂郡玖珂町から周東町高森方面にわたる庄域をもつて後白河法皇の長講堂領の一つであつた。長講堂とは後白河法皇の御所である京都六条西洞院内に設けられた持仏堂を大きくせられたもので、法華經を長日講読せられることから名付けられた御堂である。建久二年（一〇〇一）十月の『長講堂領目録』（島田文書）によると、法皇は崩御を前にして長講堂の護持と仏法興隆のため莊園を寄進せられたが、その中に、「玖珂庄・阿武御領・周防二島」の庄名が見え、最も寵愛せられた丹後局の生子宣陽門院勤子内親王に長講堂領を譲進せられた。ついで後鳥羽上皇は正治二年（一〇〇〇）に皇子六条宮雅成親王を宣陽門院の猶子とせられ、後日に長講堂領を伝領しようとせられた。しかし上皇が承久の乱（一三三二）に関係されて所領は全部没収せられたが、宣陽門院は関係されなかつたので、貞応元年（一三三三）には幕府は御領を宣陽門院に返還して安堵した。その後宣陽門院は近衛家実の娘長子を養女とさせて玖珂庄の年貢については、建久二年（一〇〇一）十月の『長講堂領目録』によると

## 玖珂庄

## 寺役

畠廿二帖 大文六・小文六 兵士二人 開月料

雜仕裝束一具 正月元三料

彼岸御布施布六反 二疊料

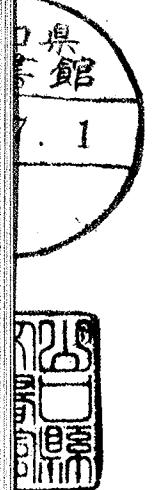
御更衣畠三枚 小文、十月宮御方料

廻御菜一日 每月廿八日

御神祭神籬片具 十一月料

不勤少々 正月料三千五百把

月充続松二千六百把 開月料五百把



門兵士六人 四足弁北門五月卅个日  
近年不勤  
元三侍所垂布二反 六文

同砂十両

不勤之  
召使給米五石

同移花二十枚

となつていて、ごくわずかな緩急はあるが、相当の課役を上納し、玖珂庄域もかなり広範囲であつたことが知られる。ところが応永十四年（西暦1407年）三月の『長講堂御領目録』（八代恒治所蔵文書）では玖珂庄からわずかに「材木千物」を納入しているだけであつて、他は地方武士に押領せられたものと考えられる。

なお玖珂庄の一部は天竜寺金剛院に寄進せられ、『鹿王院文書』応安二年（西暦1359年）正月十日付の太政官符でもつて玖珂庄の伊勢太神宮役夫工米・御禊・大嘗会・勅役・院役・都鄙寺社所役・国中段米・闕米・恒例臨時大小公役等を免除し、永く金剛院領となさしめられている。ついで応安七年（西暦1354年）十月二十二日には当庄の勅裁・寄進状以下の証文が紛失したので、將軍足利義満は御教書を下して安堵し、また永享七年（西暦1425年）には足利義教もこれを安堵した。このころ玖珂庄は大内義弘の重臣平井備前入道祥助が地頭として知行していたが、応永十一年（西暦1404年）五月幕府は安芸国の沼田の小早川美作守則平の料所として預け置かれた。こうして幕府は玖珂庄を金剛院から借用していたが、文明十年（西暦1468年）五月に至つて足利義尚は当庄を寺家に返付している。

また玖珂庄祖生郷地頭方内土貢貳百石の地は、將軍足利義詮から新恩として大内弘世に賜わつたものであるが、『吉川家文書』によると正平二十年（西暦1355年）三月に足利直冬は安芸国新庄の吉川次郎左衛門尉光経に祖生郷の地頭職を勲功の賞として与えている。これは大内弘世が正平十八年（貞治二年）に將軍方に降つたためで、直冬党の吉

川光経に宛行つたとしても、直冬の権勢は次第に振わなかつたから空証文に終つたことと察せられる。それ故に至徳三年（西暦1386年）四月十一日に大内弘世の子義弘は祖生郷内土貢二百石の地を天竜寺の六斎沐浴料所として寄進し、足利義満の承認を得てゐる。ついで応永十五年（西暦1408年）に足利義持は御教書をもつて大内義弘寄進状に任せ天竜寺に安堵を行なつてゐる。その後の祖生郷は大内義興の重臣陶尾張守興房が地頭職を持つてゐたようで、祖生郷鎮座岩隈八幡宮の永正十年（西暦1513年）と天文三年（西暦1534年）の棟札に「大禮那多々良尾張守興房」とあることから察せられるのである。

#### 9 楊井庄

現在の柳井市の旧楊井町を庄域とする庄園であり、楊井本庄とも称せられたが、開発年代等は不明である。平安末期ごろには楊井庄は蓮華王院の庄園であった。蓮華王院は三十三間堂とも呼ばれ、後白河上皇が長寛二年（西暦1187年）に平清盛に命じて造営せられたもので、天台座主三院の一つである妙法院門跡が所管した。『三浦家文書』には楊井庄に蓮華主院燈油料所として四ヶ里田数三十五町六段半があつて、正平十五年（西暦1350年）と康暦二年（西暦1350年）との目録が載つてゐる。それによると

寺田 長樂寺、常樂寺、勝善寺、妙音寺、光成念佛

神田 八幡宮、疫神、新熊野、天神宮、妙見

人給 地頭給、公文給、光成給、永正給、行一給、福田給、散土給、梶取給、政所屋敷

等があつた。

『島津家譜』によると元弘二年（西暦1332年）に島津貞久が楊井庄の地頭職に補任せられたとするも、一時のものであつたか詳しいことは不明である。応仁元年（西暦1467年）以前には伊陸の高山寺が代官となつてゐたが、この年四月には本家である妙法院への年貢を緩怠したため改易され、妙法院は大内政弘の重臣仁保上総介弘有を楊井庄の代官職

に補任した。この時の年貢は毎年五十貫文と五年に一度課せられる段錢を春中に進納する契約であつて、弘有はこの契約を守る請文を妙法院庁に提出した。また妙院行弁は代官職改補の事情を大内氏の家老陶弘房に報じ、弘房も返書を同院庁に送り、周防守護大内政弘も改補のことを承認すると共に、法例に任せて弘有に堅く申付ける旨を通達したのである。ついで弘有は文明二年（一四七〇）三月に嫡子長王丸護郷に妙法院本所請領分としての楊井庄を譲与している。

**10 新庄** 柳井市新庄を庄域とする庄園で、楊井庄に属する新立の開発地である。その開発年代は不明であるが、楊井庄と同様に蓮華王院の庄園として妙法院の所管するところであった。そして楊井新庄の方は大内政弘の重臣杉彦八郎重祐が代官職に補任せられており、新庄領家内の正税料所分五十五石を先例に任せて沙汰すべしと文明十五年（一四七三）十二月に政弘から命ぜられている。

**11 伊保庄** 柳井市伊保庄・阿月地方を庄域とする賀茂上社（賀茂別雷神社）の社領であった。『鳥居大路家文書』の仁平二年（一二五二）七月のものに、矢島は伊保庄内の賀茂上社領であると記しているので、伊保庄は当時すでに賀茂別雷神社の庄園であったことが知れる。本文は14矢島の条に載して置いた。

柱島・伊保庄・竈戸関・矢島の賀茂上社領は平安末期に武士等の狼藉を蒙ったので、高倉上皇は院宣を下してこれを停止せしめられたが、一向に承引しないで不当な横妨が続けられたから、さらに源頼朝にこれが停止を命ぜられ、頼朝は寿永二年（一二三三）十月に院宣と下文の旨をもって先例に任せこれらの狼藉を禁止し、神事用途の備進を厳命しているのである。その後に土肥実平もまた押領を行ない、土人の大野七郎遠正が庄内を滅亡せしむる由を官司が陳訴に及んだから、院宣を下してこれを停止せられた。ついで頼朝も下文をもって実平と遠正との不当な所為を禁止し、領家である賀茂別雷神社々家の進止となさしめている。

文明十年（一四七八）十月に大内家臣連署奉書をもつて賀茂神社正税と裝束料について伊保庄段錢を進めたことが見え、長享二年（一四七六）十月には後土御門天皇の綸旨によつて伊保庄を賀茂神社神主に安堵せしめられているのである。これらによつて伊保庄その他の神領がこのころまで賀茂神社に属していくと推察できる。

**12 佐河御厨** 熊毛郡平生町佐賀の佐合島のことで、牛島御厨と共に山城国下賀茂（賀茂御祖神社）の社領であった。このことは『百鍊抄』の寛治四年（一〇九〇）七月十三日の条に、堀河天皇は賀茂上下両社に対し御供田として不輸田六百余町を寄進し、御厨を諸国に分置したことが見え、『賀茂社古代庄園御厨』という記録の同年月日の項に「御厨散在所々周防国佐河牛島御厨」と見えている。佐合島も古来は牛の放牧場であった牛島かも知れない。とすれば佐河と牛島との両御厨の意味でなく、佐河の牛島を御厨に編入したもので、佐河は佐合島対岸の佐賀に当り、佐賀村に属する牛島とも解釈できるのである。<sup>21</sup>牛島御厨の項ともなお合せ考える必要があらうか。

**13 竈戸関** 熊毛郡上関町上関の長島にわたる地域で、『延喜兵部式』に「周防国竈合馬牧」と見え、馬の放牧場となつてゐたようである。また『平安遺文』所収の「清胤王書状」（九条家本延喜式裏文書）には、康保三年（元文）五月に黒作御贋を周防國の定めに従つて配分したが、長嶋・仲河・小江・竈門の四箇所の御厨はすでに進納し、大島御厨は未進であることを清胤王から注進してきたもので、長嶋と竈門の両御厨はこの地域のことであるが、仲河はあるいは佐河の誤写か、小江は不明、大島御厨とは大島郡ではなく今の大島市大島ではないかと考えられる。

竈門は周防國の公領であつたが、その後に賀茂上社（賀茂別雷神社）の社領となつたことは『賀茂注進難記』の寿永三年（一四二八）四月の院庁下文に竈戸関等の名が見えることは4柱島、11伊保庄、14矢島の項を参照されたい。

**14 矢島** 熊毛郡上関町八島のこと、伊保庄と同様に賀茂上社（賀茂別雷神社）の社領であったことは次の『鳥居大路家文書』によると



## 防長庄園の地域的考察（田村）

一四

序宣

在序官人等

可為賀茂上社御領矢島事

右件嶋、為伊保庄内彼社御領、可奉免所當并雜事之狀、所宣如件

在序官人宣承知勿違失、以宣

仁平二年七月 日

権大介 源朝臣（花押）

とあつて、周防守源季範は序宣をもつて矢島は賀茂上社領である伊保庄内にある島であるから、今後は同社領としてその所當と雜事は免除するよう 在序官人に命じたのに對し、同年八月一日付で在序官人は連署して矢島住人等に社領として遺失なく神役を勤めるよう下達している。その序下文に

序下 矢島住人等

可為賀茂社御領事

右、去七月日御序宣云件嶋、為伊保庄内彼社御領、可奉免所當并雜事者、早為社領可隨神役之狀、所仰如件、不可違失、仍下

仁平二年八月一日

散位 賀陽（花押）

矢田部

賀陽（花押）

多々良（花押）

多々良

日置

散位中原朝臣（花押）

と見えるが、在序官人として大内氏の祖である多々良氏が史料にあらわれた初見であろう。

その後の『賀茂注進雜記』の寿永三年（一二四）四月の院序下文に任せて矢島等の賀茂社領に武士が狼藉することを停止せられ、また『賀茂社文書』の文治二年（一二六）九月に土肥実平や土人大野遠正らの不当を停止し領家の進止にしたがわしめられたことなどは、4柱島、11伊保庄、13竈戸閑等の社領と同様であった。

15

麻合郷

熊毛郡田布施町麻郷・別府から光市伊保木にわたる地域は、もと京都嵯峨の宝篋院（善入寺）領の庄園であった。長門国の豪族小野三郎左衛門資村は觀応二年（一二三）に長門守護厚東武直に屬して足利直冬党の豊田種本を討つたので、將軍足利義詮は文和二年（一二五）四月その勲功の賞として美和庄地方の豪族であった曾我左近將監時長跡の麻合別府の地を小野資村に与えている。また嘉吉三年（一二四）正月の潮慶庵周育讓状に「麻合内伊保木潮慶庵事」とあって麻合の庄域がうかがわれる。ついで『正任記』文明十年（一二七）十月五日の条に「嵯峨善入寺熊毛郡麻合郷庄主梵好都寺參謁了」とあって善入寺領であったことが知れ、また翌日の条には麻合郷内二十石の地は弘中九郎三郎兼伝が知行していたが、弘中源十郎兼国に安堵せしめたことが見える。明応九年（一二九〇）に前將軍足利義尹は周防守護大内義興を頼って山口に入り、ついで熊毛郡麻合郷の宝篋院領（善入寺領と号す）がその御料所にあてられたので、仁保太郎興棟をその代官職に任じ、土責以下の執務に当らせたと永正四年（一五〇七）八月二十八日付『三浦文書』に見える。

16 田布施庄 現在の田布施町内に庄園を持つ庄園で、開発年代は不明である。当庄はもと京都六勝寺の一つである成勝寺の庄園であった。成勝寺は崇徳天皇の御願によつて保延元年（一二九）に建立された。そして六勝寺領は後白

河法皇の御管領に属し、建久三年（一二九）法皇崩御に先だって处分を行なわれ後鳥羽天皇に譲進せられた。承久の乱（三二）の結果、六勝寺領は後堀河天皇に進献し、さらに四条天皇—後嵯峨天皇と伝領せられた。文永九年（一二七）後嵯峨法皇は崩御に当たり御料地の処分を行なわれ、六勝寺領を初め皇室に関係深い所領の多くは龜山天皇に譲られて大覺寺統の後宇多天皇へと伝領せられたのである。田布施庄も六勝寺領の一つである成勝寺の庄園であったから大覺寺統の御料地として同統の御経済に充當せられることとなつた。

さて民部卿平經高の日記『平戸記』の寛元二年（一二四）四月十八日の条によると、これ以前に田布施庄は教養僧都と実齋僧都との間に論争が生じ数年にわたって紛糾した。今年に至つてさらに実齋僧都が田布施庄の相折は五果となつてゐるが、教養僧都が三の字を五に書き替えたこと、また雑物の分配がないこと」の二件を愁訴に及んだ結果、五果を三果に改めるとの裁断が下つたことを記している。

田布施庄内には東福寺普門院の庄園も介在し、『東福寺文書』では田布施村と見えている。東福寺は寛元元年（一二四）八月に前摂政九条道家が創建し、その子閔白一条実經は文永三年（一二六）に四十一箇所の庄園を同寺に寄進している。田布施村もその中に含まれてゐるが、元来は九条藤原家の所領の一つであったものを、この時から東福寺に施入せられ東福寺領となつたのである。同七年（一二七）十一月には院宣をもつて多仁庄田布施村の田数ならばに所務分限が決定したが、弘安のころに公通法眼が成勝寺領の田布施庄と普門院領の田布施村とを横暴した。そこで、弘安七年（一二四）七月に龜山上皇は院宣を下して普門院領田布施村の濫妨を停止しめられ、さらに翌八年八月再び院宣をもつて一條殿御教書を下されて普門院に領掌を命ぜられたことが『東福寺文書』によって知れる。一方、成勝寺領田布施庄は同十年（一二七）七月に院宣を下され、成勝寺の所管に属しめられたことが、前田家所蔵『古蹟文徵』に見えている。

**17 美和庄** 熊毛郡大和町三輪と田布施町宿井方面に開発せられた庄園である。開発年代は不明であるが、鎌倉期には当庄は最勝光院の庄園であった。最勝光院は後白河法皇の后妃である建春門院平滋子の御願によつて承安三年（一二七）十月に建立せられた。安元二年（一二九）建春門院は薨去に際して最勝光院領を法皇に御譲進され、ついで建久三年（一二二）に法皇御領御处分の時、当院領は後鳥羽天皇に譲与せられている。ところが承久の乱（一二二）に後鳥羽上皇の討幕計画は失敗し、上皇の御料地は全部幕府に没収された。正中二年（一二五）三月の『東寺百合文書』には「最勝光院注進寺領庄園年貢近年所済出物等散状事」とあつて、周防国美和庄の本年貢米五十石と綾比物二重をあげ、嘉曆三年（一二六）十月に至つて執權北条守時は最勝光院の執務職と美和庄とを東寺に寄進している。ついで元徳二年（一二九）正月に後醍醐天皇は綸旨をもつて美和庄を収公し、その替所として備中國新見庄を東寺に付せられたが、間もなく東寺に返付されたようである。建武四年（一二七）にはこの地方の豪族であった曾我左近将監時長が、東寺領美和庄兼行方の寺用米として年四十石を納入する旨の請文を提出したが、暦応三年（一二九）までの四年間に百六十石を進納すべきであるのに、百十三石七斗余を未済したので、東寺雜掌光信は幕府に愁訴した。

そこで足利直義は同四年に御教書を下し、さらに康永三年（一二四）十二月にも幕府は曾我時長に命じて抑留した年貢を速かに返済させたことがあつた。その後また周防守護大内弘世が兵糧料所と称して家臣等に預け、東寺領兼行

方の年貢米を抑留したので、幕府は貞治三年（三三四）に下地を寺家の雑掌に返還せしめたけれども、再び弘世は応安二年（三五六）以来横領した。東寺では康暦元年（三三九）六月に雜掌頼勝をして幕府に御教書写を添えて強く訴え出たのである。弘世の子義弘の時の明徳四年（三五三）七月には義弘の家臣沓屋帶刀左衛門尉成守が十年間ほど、兼行方代官職を東寺から預けられて請文を提出した。その請文では年貢として京着四十貫文の内十貫文を七月中に、三十貫文を十二月中に運送するとなつてある。なお、この兼行は田布施町宿井の字地で健行とも書く。応安六年（三五三）八月十日付の『東寺百合文書』によれば、「下周防国美和庄□方 石口村吉行有近」道阿諸田畠等を東寺に宛行つたことが見えるが、石口村・吉行・有近はみな宿井の字地名であり、兼行近くの字地であるから、美和庄□方とは美和庄兼行方と考えてよい。

**18 東荷庄** 熊毛郡大和町東荷が庄園であり、庄園として開発された年代等は不明であるが、当庄は七条院領であった。七条院とは高倉天皇の寵愛を受けた典侍で、修理大夫藤原信隆の女殖子のことである。承久の乱（三三二）後に鎌倉幕府は後鳥羽上皇の御料地と共に七条院の庄園も没収したが、のち七条院領は返還した。安貞二年（三三六）七条院薨去に先だつ八月にその所領の内三十七ヶ所の庄園を後鳥羽法皇の后妃である修明門院藤原重子に譲与せられた。『東寺百合文書』の「自七条院御伝領御領目六」の中に「周防国東荷庄」の庄名が見えるのがこの時のことである。修明門院領は建長三年（三五三）に順徳天皇の皇子四辻宮善統親王に譲渡せられ、さらに四辻宮は弘安三年（三六〇）七月に東荷庄等二十一ヶ所を後宇多天皇に進献せられた。ついで徳治三年（三六八）閏八月に後宇多天皇は御料地の処分を行なわれ、東荷庄以下の庄園は皇子尊治親王（後の後醍醐天皇）に伝領せられたのである。こうして東荷庄は大覚寺統の管領せられる御料地となつた。

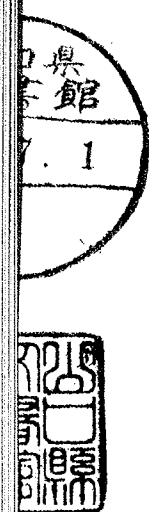
**19 石田保** 当保の現在地について石田の読み方によりイシダ・イワタの二つが考えられる。イシダの読みの場合

は、光市島田の字地の石田が考えられ、イワタの読みとしては熊毛郡大和町の岩田の地が考えられる。平安期の石国は岩国と書かれるようになり変化した例から考え、石田は岩田であるとする方が納得しうるし、地域の広さから見ても岩田地方を保域とする石田保であると考えるのが妥当であろう。そのことはさておき、石田保は平安期から石清水八幡宮の庄園の一つであった。『石清水文書』の保元三年（三五三）十二月三日付の官宣旨によると、去月十一日の石清水八幡宮寺別当并極樂寺院主法印勝清の解状に任せ、同八幡宮寺領の周防国石田保などの庄園内で領家預所下司・公文らが異論を称え、掠領を企てるなどを禁止し、子孫断絶の場合はその庄園を本所に付せしめるというものであった。これが初見である。ついで元暦元年（三六九）に平家追討のため派遣された源氏の武士が石清水八幡宮領の「周防国 遠石別宮 石田保、長門国 大美祢庄 位佐別宮」などに乱入し、みだりに年貢を抑留したり、兵糧米を課徴したりする狼藉が多かつたので、翌二年正月九日付で源賴朝は下文をもつてこれを停止し、永く石清水八幡宮の宮寺使の下知に随つてその沙汰をするように命じている。

これ以後の史料は欠くが、南北朝期に入つた暦応三年（三七〇）三月四日付の『豊後入江文書』に、足利尊氏が下文を周防守護大内豊前権守長弘に下し、豊前守人三郎法師正疊（田原直貞）を周防国岩田保地頭職であつた岩田左近将監の跡に補任することを命じている。岩田保の地頭として岩田氏がいたことは事実であるが、これが石清水八幡宮寺領石田保の地頭職を持つていたとは断定できない。

**20 高水庄** 現在の熊毛町高水地域から三丘にわたる庄園と考えられるが、開発年代等は不明である。『三千院文

書』正中二年（三五三）十一月廿五日付の別当法眼任禪の房舎・諸国末寺並庄園・散在庄園御領等の注文によると、周防国高水庄は延暦寺実相院の庄園であつて、三千院門跡（梶井門跡とも云）の管理に属していたことが知れる。そして天台座主承鎮法親王は右の房舎庄園所領等を調度文書と共に尊雲法親王に譲与しておられる。尊雲法親王とは



後醍醐天皇の皇子護良親王のことである。

なお高水庄の庄名を載す古文書として、『防長風土注進案 熊毛率判』所収小松原村農家石光家所蔵の寛元二年（一二四）十二月付文書に「於高水庄射流鏑馬事」とあるのが初見である。この石光家は高水庄隣接の小松原庄の八幡宮惣承仕職を相伝し、小松原庄内に名田を持つていた。元亨元年（一二三）十二月付文書に、小松原庄の地頭代藤原直綱は石光名田畠の下作職を石光又三郎貞房に安堵したのが初見である。

## 21 牛島御厨

光市牛島のことで、『続日本紀』の天平二年（五三〇）三月の条に「周防国熊毛郡牛島西汀云々」と見え、『延喜式』には「周防国垣島牛牧」とある。牛の放牧場としての島であったが、熊毛郡佐河御厨と同様に賀茂御祖神社の御厨として寛治四年（一〇〇）七月に編入されたことは14佐河御厨の項を参照されたい。

## 22 高尾庄

光市小周防の一部で、『法觀寺文書』によると、貞和三年（一二七）十一月に足利尊氏が息女了清の追善料所として、周防国衙領であった高尾郷を山城国八坂の法觀寺に寄進して高尾庄となつたのであろう。ついで翌四年八月廿一日に幕府は法觀寺雜掌頼澄をして高尾郷を去り渡すべき下知によつて、安國寺雜掌と地頭の貞嗣（姓不詳）に申し請く故、すみやかに請取状を進めるよう大内豊前入道長弘に達している。永正十四年（一五七）七月の『高尾神社々坊常燈寺旧藏文書』には「高尾庄内高尾山常燈寺下坊之事云々」と見えているのである。

## 23 室積庄

光市室積の一帯を庄域とする石清水八幡宮寺領であった。『石清水八幡宮記録』の承安元年（一二二）十二月十二日付文書に、石清水八幡宮宝塔院主法印成清の解状に任せ、同院領諸国庄園十二箇所の領主に對し院家の命に応じて年貢・所役等の皆済を命じ、旧の如く領せしめた庄園中に「長門国埴生庄」と「周防国室積庄」の二箇所が見え、ついで養和元年（一二六）十二月二日にも重ねて領主を戒飾する同様の文書がある。

鎌倉期に入つてからも別当成清は源頼朝に愁訴し、建久元年（一二九）十二月に院庁下文を得て両庄等の領主を戒めて院家に還付せしめられている。その後室町期に入つた応永九年（一四〇）以来、この石清水八幡宮寺領である室

積庄に、周防守護大内盛見の被官人であつた杉駿河守・沓屋帶刀・弘中太郎左衛門入道らが押妨を行なつたので、同八幡宮雜掌は訴状を幕府に提出してこれが停止を願つた。よつて同十二年（一四〇）六月に至り幕府は御教書を盛見に送り、杉・沓屋・弘中らの濫妨を停止して社家雜掌の沙汰となさしめたが、盛見はその遵行状を出さなかつたので、幕府は翌年閏六月再び御教書を下してその禁止を盛見に命じたことがあつた。以後のことは史料がないので不明である。

## 24 末武保

下松市の花岡から末武南にわたる地域で、26得善保と同様に地頭の横暴が続けられた。すなわち周防国衙領の末武保と石清水八幡宮別当の所管する遠石別宮の庄園とがあつたのである。末武保については地頭の横暴に関する記録以外は詳らかでない。次の項を参照せられたい。

## 25 遠石庄

徳山市遠石の辺を庄域とした石清水八幡宮領であつて、当庄内に石清水八幡宮遠石別宮が鎮座している。今の遠石八幡宮である。すなわち遠石庄は石清水八幡宮寺別当の相伝領掌するところであつて、宮寺検校法印権大僧都光清の所領から修理別当法橋最清に譲与せられ、久寿二年（一二五）最清逝去に当たり鳥羽法皇の女房美濃局が相続せられたが、ついで宮寺別当法印大和尚位権大僧都慶清門跡に伝領せられた。

光清の契約状では遠石庄等六ヶ所を鳥羽上皇の六宮道憲に一期の間を限つて年貢を進済せしめたので、仁安年中（一二二一六）六宮御惣の事あるや、その御後見の法印公経等は本主光清の契約状のことを知らないで鳥羽宮定恵法印房に譲進し、しかも院宣を給わつてこれが安堵を受けた。ところが光清は六宮御生存中を限つて譲つたので、その門弟にまで譲渡する意志は全くなかつたから、遠石庄等は六宮門徒や最清末流の横妨を停止し、かつまた保延四年（一二三）の鳥羽院庁下文に任せ宮司と国司等の煩費を停められんことをこうた。よつて安元二年（一二七）六月に

後白河法皇は院下文をもって右のような輩の乱妨を禁止して慶清門跡に相伝領掌せしめられたのである。しかしながら、元来美濃局の所領になっていたから、局から猶子道清に附属したが、道清が幼少の間は慶清の伝領する所となり、やがて道清が成人してからはその所管に帰し、慶清は一時後見という地位に過ぎなかつた。そこで建仁四年（一二〇四）正月には後鳥羽院院下文をもって他門流及び国司在庁官人その他の異論滋妨を停止し、別当法印大和尚權大僧都道清門跡をして相伝領掌せしめており、さらに元久二年（一二〇五）十二月にはその関係の宣旨院宣等の文書と共に道清から修理別當宗清に譲与しているのである。

これより先、源頼朝は平氏追討のため武士団を西国に派遣したが、これらの武士は石清水八幡宮領の遠石庄に乱入してみだりに年貢を抑留し、兵糧米を課したりしたので、元暦二年（一二〇五）正月に頼朝は下文をもってその狼藉を停止し、宮寺使の下知に従わしめている。ついで建久元年（一二〇〇）春以来の内藤盛家横暴の事情は26得善保や24末武保と同様である。

南北朝期に入り遠石別宮から造外官役夫工米を徵集したので、朝廷では院宣を下してこれを停止せられ、貞和元年（一二〇五）十一月將軍足利線詮も御教書をもってこれを禁止している。ついで応永九年（一二〇二）以来遠石庄を押妨した事情は23室積庄・26得善保・24末武保等と同様である。

## 26 得善保

現在の徳山市富岡下上の字地に徳善という地名があるから、この附近が得善保の保域ではないかと考えられている。元来得善保は周防國衙領であつたが、文治二年（一二六六）三月に後白河法皇は周防國を東大寺造営料国とされてからは得善保も東大寺の所管に属することとなつた。ところが得善保と末武保との地頭であつた筑前太郎家重らは都濃郡内を横行し、特に得善・末武両保を押領するなどの狼藉に対し、同三年二月に周防在庁官人連署してその停止を命ぜられるよう國務管理者の俊乗房重源に訴え、重源はその序解状を副えて朝廷に歎願したことがあつた。

『吾妻鏡』に見える。その後も地頭の横暴はやまないのみか、新立の庄園まで出来る状況であった。そして得善保には石清水八幡宮別当の相伝領掌する所もあり、建久元年（一二〇〇）春以来、鎌倉の御家人である内藤六盛家は得善保と末武保の地頭と称して領家預所の得分を押領し、かつ父盛定の時、当保と末武保を新儀をもつて押領し、神人友国を刃傷したので、幕府の下知をもつて領家から院奏を経てその濫妨を停止追却すべき由の院宣を下された。しかしこのような狼藉が絶えないで神事違例の由を領家から愁訴に及んだので、翌二年別当成清は下知状を下し、盛家の乱妨を停止し、領家預所の得分を所勤せしめ、なお不承引の時は幕府に訴えて罪科に行なわるべきを命じている。以上のような厳命が下されたのにもかかわらず、依然として地頭盛家の横暴が継続せられたものと考えられ、建長二年（一二〇〇）幕府は御教書をもつて得善保地頭職を避けしめているのである。

一方、公領としての東大寺領得善保と庄園としての石清水八幡宮領得善保との間に争論がひき起され、国司の押妨を生じている。この国司の濫妨は永年にわたつて繼續せられ、朝廷ではしばしば院宣をもつてこれを禁止し、石清水八幡宮寺の進止となしめられている。しかしながらその実効を見るに至らなかつたので、建長六年（一二〇四）宮寺は幕府に愁訴に及んでいる。ところが幕府は国司領家の成敗は幕府の口入に非ずという御成敗式目の規定に基づいてこれを拒絶し、国衙領と社領との相論は朝廷の成敗たるべき旨の裁断を御教書をもつて命じた。こうして同年末に後嵯峨上皇は院宣を賜わつて本領安堵を命ぜられているが、この効果についてはこれを詳らかにすることができない。

得善保は造外官役夫工米を免除せられていたが、南北朝期にはこれを徵集するに至つたので、朝廷では院宣を下して停止せられ、幕府もまた御教書をもつてその停止を命じている。応永十二年（一二〇五）室町幕府は周防守護大内盛見をして、その被官人杉駿河守・沓屋帶刀・弘中太郎左衛門入道以下の輩が、応永九年以来押妨するを禁じ、石

清水八幡宮社家雜掌の沙汰となさしめている。しかし盛見はその御教書を奉ぜず遵行状を出さなかつたので、応永十三年に幕府は再び御教書を盛見に下しこれが遵行を命じている。

なお、徳山の遠石八幡宮所蔵『遠石八幡宮留記』の「八幡遠石宮得善保御神田畠并諸下行米等事」によると

仁治二年（三四二）不輸田四十八町二反百歩御神用田廿九町二反百歩  
譲経田十九町

国衙寄進浮下荷米九十六石三斗六升

御神畠九町五段

等があつて、以上の田畠や寄進米等は沓屋備前入道周重知行の時から押領せられていたので、永享五年（一四三三）には將軍奉書の旨に任せて得善保司職のことについて社僧神人等が連署して愁訴に及んだことがあつた。

**27 牟礼保** 防府市牟礼の地域で、元来周防国衙領であった。ところが室町期に入つて将軍足利義満が創建した京都嵯峨の鹿王院の院領としての牟礼保が介在し、文明年間には方々の押妨が行なわれたので、同七年（一四五五）と同十年（一四五八）には幕府奉行人奉書と將軍足利義教御教書をもつてその狼藉を停止せしめられ、鹿王院の領知となさしめられている。

**28 多々良庄** 防府市多々良の辺を庄域とする庄園である。『三浦家文書』によると、平子重経が建久八年（一二〇七）二月に仁保庄・恒富保との多々良庄との地頭職に補任せられたと伝えていいるが、多々良庄地頭に關する文書としては、乾元二年（一二〇三）四月の同家文書に「仁保庄多々良庄地頭平子彦六郎重有云々」と見えているのが最初である。ついで文保元年（一二二七）十月の重有譲状では仁保庄と多々良庄の地頭公文両職は重代相伝の私領として彦三郎重嗣に譲渡し、かつ関東の公事を先例に任せ勤仕すべしとしている。觀応二年（一二二五）八月に重嗣は氏重に、正平八年（一二三三）四月に氏重は重世に、応安五年（一二三二）二月に重世は実子なきため甥の重房を養子としてそれぞれ譲りしめられている。

これより先、平子唯如（重親）の遺領について、その嫡子の多々良庄地頭平子重有と、舍兄に當る平子如円とが多々良庄法興寺と仁保庄極樂院の免田等のことを争論していた。乾元二年（一二〇三）四月には和与が成立し、多々良庄内の大道から北方は地頭重有一向これを進止し、草薙一町五段・牟礼令千束堺町・國衙十五町・所司供僧・法興寺堂敷一町等は如円に永代去り渡すこととなり、徳治二年（一二〇七）五月に鎌倉幕府から右の和与の通りを安堵せしめられている。こうして多々良庄法興寺免田は如円からその子親重に、親重からその子重時に相伝せられたが、康暦年間（一二九一～一二九〇）には世上動乱のために横暴せられ、ついで重時進止の時分も秋庭快承という者が押妨を行なつたことがあつた。また多々良庄内には唯如から重有の舍弟重連に譲与した土地もあつて、重連が他行している間に重有が押妨したので、兄の如円にこれが執沙汰を依頼し、重連当知行の土地はその子重盈に譲つたことがあつた。こうして多々良庄地頭公文両職は平子氏（のち仁保氏・三浦氏）一家の人々によつて伝領せられたのであるが、応永二十三年（一二九六）に周防守護大内盛見は多々良庄の一部を三田尻車塚の妙見社の社家に寄進したため、その代所として阿武郡紫福郷の一部を知行、ついで永享二年（一二九〇）には残余の多々良庄をも収め、その替所としてさらに紫福郷の一部を貰つたため、多々良庄は全く仁保氏の進止から離脱することとなつた。なお文明二年（一四五〇）に仁保弘有が長王丸（護郷）へ与えた譲状によると「阿武郡紫福郷地頭分百五十石之地本領多々良代所也」とあるから、もと多々良庄に於ける仁保氏の得分は百五十石であつたことが知られるのである。

**29 伊佐江庄** 防府市伊佐江北部の地に当り、もと伊佐江津とも称せられる海港であつた。そして当庄は佐波郡上

得地得保の倉敷として京都東福寺の庄園であった。建長二年（一二〇〇）の『閑白九条道家処分状』には「寺領周防国得地上保」と見え、元徳元年（一二三九）の関東御教書には伊佐江津は往古から上得地保倉敷として東福寺の進止する

ところとあり、さらに嘉慶二年（一八〇）の官宣旨には嘉領年中（三五—三七）九条道家から東福寺に寄進せられた等あるから、伊佐江庄は古くから九条家の庄園であつて、嘉領二年（一三三）東福寺創建の際から上得地保の倉敷として東福寺の料所に寄進せられたのであろう。

伊佐江庄は東大寺が所管する周防国衙領の仁井令保と境界を接していたので、境目にに関する争論を生ずるに至つた。東大寺雜掌の申分は「仁井令保と伊佐江庄とは、往古から堺を定めて絵図を認め堤を築造して耕作をなしていが、伊佐江方から所務の先例に違背して新儀の張行を致す」と云い、東福寺領伊佐江の方の申分は「國衙の地頭が最初に境界を乱し、濫妨を行なつたのである」と主張して両者互に相い譲らなかつたが、貞和四年（一三〇）五月に至り四至を決定して和与を行なつてゐる。

嘉慶二年（一八〇）の官宣旨は、伊佐江庄の伊勢太神宮役夫工米・日食米・造内裏・御禊・大嘗会以下勅役院役并都鄙寺社所役及國中段米関米・恒例臨時公役等を免除して永く東福寺領とせしめたものである。

なお嘉吉三年（一四三）の「伊佐江田数分錢注文」が東福寺に現存していて、それによると

伊佐江分九町八反九十歩

分錢一貫九百六十六文目錢五十七文

以上二貫廿六文

となつており、享徳三年（一四四）の納下帳には段別廿五文充として八貫文が寺納になつてゐるから、これをもつて伊佐江庄の田数並年貢についてはその大体を知ることができる。

**30 高墓庄** 防府市伊佐江の大塚の地の旧名といわれてゐる。庄園としての変遷は玉祖社領三箇所の一つとしての田島庄と同様である。次の項を参照せられたい。

31 **田島庄** 防府市田島一帯の地で、保延三年（一毛）九月の『東大寺文書』によると

待賢門院序下 周防国在庁官人并玉祖社司等

可令早任安芸權介藤原朝臣実明寄文并公驗理、相共使者使立券、堺四至於定榜示、為法金剛院領  
玉祖社并社領三箇所事

在管佐波郡内

社敷地

四至東限石辛櫛并久美河

四至南限田嶋庄

四至東限久布地并櫛立

一処字小侯庄

四至南限黑石并櫛立

四至東限今打并平井境

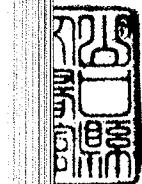
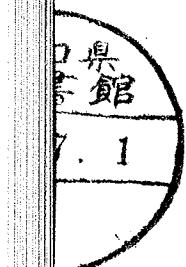
四至南限大河

西限大稻

北限湯田下大路

副下 本公驗并御序宣等

右、彼寄文之状偶、件社者白河院御時、以去天治二年五月之比、給序御下文、所領掌來也、其後于今敢無有牢籠、而猶為募御勢、相副次第公驗、永所奉寄法金剛院領也（以下略）



とあつて、玉祖社敷地と社領三箇所（田島庄・小俣庄・高墓庄）を法金剛院領に寄進して四至を定め勝手を立てたのであるが、同年十二月には待賢門院下文に任せて周防権大介が留守所に序宣を下している。すなわち

序宣

留守所

可早任御下文、御使國使相共立券、壇定四至勝手、為法金剛院領玉祖社領三箇所事  
右件社、任待賢門院下文旨、御使國使相共、可致沙汰之状、所宣如件、以宣

保延三年十二月八日

権大介藤原朝臣 在判

とあるのがそれで、周防国留守所に下した序宣の初見である。

鎌倉期に入つても田島庄は法金剛院の庄園であつたことは『玉葉』の建久二年（一一九）七月十五日条に「法金剛院領周防多島・小俣庄等也云々」と見えることで知られる。

法金剛院はもと天安寺と称し、文徳天皇が創建せられた寺院であったが、鳥羽天皇の中宮である待賢門院藤原璋子が大治五年（一一〇）十月に再興したものである。この法金剛院領は待賢門院から御子の上西門院統子内親王に伝領せられ、文治五年（一一九）の上西門院薨去後は後白河法皇の御管領に帰し、ついで法皇の長講堂領と共に宣陽門院に伝承せられたので、田島庄も8玖珂庄等と同様長講堂領の伝領系統をふみ、持明院統の料所に属したようである。

室町期の応永十一年（一四〇）五月には安芸住人の小早川美作守則平が田島庄の預所職を持つていた。

32 小俣庄 防府市大道の内にあった庄園である。『玉葉』の建久二年（一一九）七月の条に見える法金剛院領であつて、佐波郡30高墓庄・31田島庄と同様の伝承であるので省略する。建武二年（一二五）九月の『玉祖神社文書』に

は周防一宮玉祖社々領小俣庄・田島庄・高墓庄と見え、このころにはすでに玉祖神社の社領に移行し、応永十一年（一四〇）五月には社領田島庄以下村々が安芸住人の小早川美作守則平の料所として預けられているので、小俣庄も恐らく則平の預所となつたことであろう。

33 得地保 佐波郡徳地町一帯の総称であつて、古くは島地・串・和田地域の上得地と、柚野・八坂・出雲地域の下得地に二分せられ、上得地はさらに上村・下村に分れていた。得地保には東大寺所管の周防国衙領と、東福寺領に属する庄園と、さらに石清水八幡宮に属する神領とが錯綜していたので紛糾の絶えない土地であつた。

東福寺領の得地上保については建長二年（一一九）の『閑白九条道家处分狀』に「寺領周防国得地上保有袖山」と見え、九条家の庄園であつたものを東福寺造営時にその領所として道家が寄進したものであることは<sup>29</sup>伊佐江庄のところでのべた通りである。

建武二年（一二五）に東福寺伽藍が焼失したので、幕府は暦応二年（一二九）四月に御教書をもつて東大寺領であつた下得地保を東福寺造営料所として寄進せられ、さらに貞和五年（一二九）閏六月には足利尊氏は東福寺の僧食料所として永く寄附することとしたのである。正平六年（一二一）には將軍足利義詮は大内弘世家臣町野肥前太郎左衛門尉が持つていた下得地保内の伊賀地郷地頭職を東福寺の僧食料所として寄進しており、文和二年（一二七）にはさらによ下得地保内の金子孫六跡二宮庄地頭職をも出雲国加賀庄督所として東福寺に寄進している。そして正平十七年（一二七）二月と、応安二年（一二九）四月と、年不詳十月とに綸旨をもつて、貞治三年（一二九）五月には御教書をもつてそれぞれ東福寺の造営期間中は得地保を東福寺に寄せられ、国衙惣檢の免除を命ぜられている。ところが元来下得地保は周防国衙領で東大寺の管理に屬していたため、永徳三年（一二八）八月に東大寺の衆僧は評議して、大仏殿以下八幡宮の修造中は惣檢を遂げ、造営料を全うすべき旨の執奏を経て勅裁を下されんことを講わんとした。そ

してこれに対する裁断は不明であるが、嘉慶二年（一七八）五月には官宣旨をもつて伊勢太神宮役夫工米并勅院事国役諸社神人國司守護入部甲乙人乱入等を禁止せられ、永く東福寺領となさしめられていること等から推して、恐らくは東大寺の希望は達せられなかつたようである。

『東福寺紀年録』には応永七年（一四〇〇）十二月以降天正十三年（一五八五）十一月に至る歴代の足利將軍及び羽柴秀吉の御教書と朱印状十六通を記載しているが、これらは諸國の東福寺領を守護不入の地として寺家領掌相違なき旨を代替りに際して賜わつた安堵状である。そしてこの安堵状には別紙に知行目録が添付してあつたが、延徳二年（一四九〇）九月の足利義種のものだけが伝わつてゐる。その目録には「得地上下付公文職  
伊佐江田布施村」とあつて、將軍代替りごとに東福寺領を安堵したことが察せられるのである。

なお東福寺領得地保の田数年貢等の大略については、『東福寺文書』中に「嘉吉三年（一四四三）得地保田數分錢注文」と「享徳三年（一四七〇）得地保段錢納下帳」があり、嘉吉三年の分には

上村分百六十四町七段小廿四歩

分錢卅二貫九百五十文

目錢一貫十七文

以上卅貫九百六十七文内十二貫文上使上洛之時

残廿一貫九百六十七文

下村分百九十六町二段廿步

分錢卅九貫二百四十二文

目錢二百十二文

以上四十貫四百五十四文内十二貫文上使上洛之時

残三十八貫四百五十四文

下得地分百十四町四段七十歩内

十三町二段廿步 永享三年（一四三一）河成分分之

定田百一町二反五十步

分錢廿貫二百四十五文

目錢六百二十四文

以上廿貫八百六十九文内十二貫文上使上洛之時

残八貫八百六十九文

とあり、享徳三年の分には

段別卅五文充

一伍十七貫文又納三百五十文未進内  
刀一腰具代

上村分

一伍十二貫八百五十二文

下得地分

一四五貫六百八十六文

となつてゐる。さらに寛正二年（一五〇二）には得地上村年貢米として百石ほど東福寺に送達せられたことが見えてゐるが、のちに当保は東福寺の請所となつたらしく、天文十六年（一四八七）・天文二十二年（一五〇三）・天文二十三年の三箇年は毎年百三十石の進納をしている。なお延徳四年（一四九二）三月の算用状によると、大内氏や陶氏らに年始・歳暮等の礼錢として相当の要脚が支払われていたことが知れるのである。

さて、石清水八幡宮の神領の方は同社文書では得地庄と記されている。その天福元年（一三三三）六月四日付の同八幡宮寺請預状によると、当庄は源頼朝が平家追討に際して、上分として得地の郡分は當宮に寄進せられたもので、その後東大寺と法勝寺の九重塔造営の時、得地は杣山の便宜があることからその造営料所とし、今後の煩らいを断

県  
館

1



たんとして広い地域にわたる下得地は去り進め、狭い上得地は後鳥羽院や後高倉院の時に不朽の神領たるべき由の官符宣旨を賜わった。ところが、行勇僧都が周防国衙領の管理者となつた時、神領の得地庄らを顛倒したので、石清水八幡宮の神事は違例に及ぶ旨を言上し、聖断を蒙つてこれが替所を賜わらんことを愁訴しているのである。これに対する裁断については詳らかでない。しかし、得地には石清水八幡宮寺領が平安末期から介在していたことを物語つてゐる。

### 34 小鯖庄

山口市小鯖地区を庄域とする鶴岡八幡宮の庄園であった。『相州古文書』所収の正応元年（三六〇）十一月廿一日付『鶴岡八幡宮文書』によると、「近江国報恩寺半分地頭職、并周防国小鯖庄半分預所職、伊予国斎院勅旨田」を「長日不斷本地供料所武藏国鹿嶋田郷替」として鶴岡八幡宮寺に寄進する旨の鎌倉將軍寄進状と、正応六年（三七三）七月廿九日付の関東下知状に「周防国小鯖庄壹方預所職」は「鶴岳八幡宮座不冷本地供養」の料所であることが見えるのである。すなわち小鯖庄の預所職は鶴岡八幡宮寺が持つていたことを示している。

### 35 仁保庄

山口市仁保の地方である。仁保庄は山城国法勝寺の庄園で、領家は日野家であった。法勝寺は白河天皇が承元元年（三〇七）十二月に創建せられた勅願寺である。南北朝期に入り日野薬寿が領家職を襲いだ時、その雜掌の慶清が初任の検注を行なわんとしたところ、長野小高野の地頭である安芸貞敏なる者がこれを妨害したので訴訟をひき起し、院宣をもつてその究明が行なわれ、貞和四年（三一四）十月に足利直義がこれを裁断して検注を執行せしめている。これ以前の暦応二年（三一九）十一月廿八日に法勝寺領仁保庄の文書が紛失した事の奏聞を経たこと

を仁保庄領家の日野薬寿に達していることも『三浦文書』に見えるのである。ついで応安七年（三三四）十月に後円融天皇は綸旨を下し幕府をして仁保庄地頭の濫妨を停止し、下地を領家に渡付せしめられているが、その後に本家の法勝寺と領家の日野家との間に紛争を生じ、永徳三年（三三三）十二月に至つて幕府は御教書をもつて下地は領家の進止に任して地頭の押妨を停め、領家雜掌の沙汰となし、本家役に至つては法勝寺に弁納せしめ、もつて領家職の安堵が行なわれている。

これより以前、建久八年（二七七）二月に源頼朝は下文をもつて平子重経を仁保庄および恒富保の地頭職に任命した。重経は三浦氏の一族で平子とも称し、仁保に居住したので仁保とも称し、さらに三浦に改めている。貞応二年（三三三）五月に重経は三男重資を立てて嫡子とし、翌年に仁保庄地頭職を重資に譲り、幕府も下知状をもつてこれを安堵している。嘉祐二年（三三五）藤原頼経が将軍に任命せられて安貞三年（三三九）三月に下文をもつて再びこれを安堵した。重経の長男重直は若死し、その子重綱は貞応三年（三三四）十一月に重経から仁保庄内の深野郷を譲与せられた。文永元年（三三四）二月重資は家督を譲渡しない以前に、その子重貞が死去したため、仁保庄内五箇郷地頭公文両職はその孫の重親に譲与し、文永七年（三三七）幕府はこれを安堵している。正応六年（三三九）七月重親はその嫡子重有に、文保元年（三三七）十月重有はその子重嗣にそれぞれ両職を譲渡した。ついで建武中興（三三四）にあたつて後醍醐天皇は一時仁保庄を收公せられたのであるが、同年重嗣に対し勅裁をもつて再び安堵せしめられている。ところが当給人上総官内大輔の所務代官が非分の押妨を行なつたので、建武三年（三三五）四月に足利尊氏はその横妨を停止し、本主重嗣らにこれが返付を命じたのである。御応元年（三三〇）八月重嗣はその子氏重に、正平八年（三三三）四月氏重はその子童寿丸（重世）に、応安五年（毛三）二月重世は甥の赤童丸（重房）を養子として当庄の両職をそれぞれ譲与した。応永十九年（四三三）九月に至り重房の子重頼は法勝寺から仁保庄預所職に補任せら

れ、年貢十貫文を進納することが契約せられている。以上の仁保庄地頭職等に関する伝承は『三浦家文書』によって略述したが、『深江文書』によると、觀応元年（一三二〇）七月に足利直冬は安富泰重の勳功を賞して仁保庄地頭職を与えていた。しかし、仁保庄は平子氏が多年にわたり知行する所であったから、その実があつたか否かは決定できなければ、恐らくは有名無実ではなかつたかと考えられる。

なお仁保庄内の争論の歴史については、平子唯如（重親）の遺領についてその子の重有と舍兄の如円とが、多々良法興寺并仁保分極樂院免田等の事で争論していたが、乾元二年（一三〇〇）和与し、徳治二年（一三〇一）幕府から安堵せしめられた事情は28多々良庄の条に述べた通りである。また、徳治年間には仁保庄内深野郷の地頭職平子右衛門六郎重頼と、仁保庄上領地頭平子六郎重有とが、板山路（重有は並山とこうす）をめぐって争論に及んだが、徳治三年（一三〇二）四月に和与している。この和与状は周防守護代官の北条時仲から幕府に注進せられ、幕府の下知状をもつて和与状の旨に任せて重頼の競望を止め、重有の領掌となさしめられている。ついで元応元年（一三一七）に仁保庄一分地頭の平子重通は、関東公事・異国警固・海賊警固已下等の事として、平子重嗣に寄合つて一ヶ月に三日ほど月の勤務をしている。元亨元年（一三一九）十二月に重嗣は伯父の重通に仁保庄惣領内の波山河内を去渡し、建武元年（一三三三）五月十二日に難訴決断所牒をもつて重通の仁保西方一分并波山河内助延名荒畠等の地頭職を安堵し、正平七年（一三三二）八月には仁保庄一分地頭職屋敷田畠并極樂院々主職免田畠等は平子親重から法師丸重時に譲与している。

## 36

## 宮野庄

山口市宮野地区を庄域とする東大寺領である。宮野はもと神前郷と称し、式内社仁壁神社（周防三宮）

の神前に開けた公領であった。しかし、文治三年（一三〇六）三月に至つて周防国はあげて東大寺の造営料所にあてられ、東大寺大勧進の後乗房重源が国務を管理することとなつた。そして宮野の土地は宋の工人である陳和卿の給領地に与えられた。陳和卿とは東大寺大仏の鑄造と大仏殿建築について重源の事業を助けた技術者であり、建久六年

（一三〇五）九月の「宮野庄立券文」に「依大仏殿造營之賞、任申請、拂四至打榜示、宛衣糧之二事、所給預也」と見えることで、陳和卿に宮野庄を与えた事情が察せられるが、その時期については建久元年（一三〇〇）十月に大仏殿上棟式があつた間もない頃かも知れない。ついで同六年三月に大仏殿の落慶供養があり、陳和卿は改めて宮野庄を大仏料所として東大寺へ寄進したので、九月に周防国衙と東大寺から立券使が下り宮野庄の境界を定めて田畠・在家等の目録を作成した。これが先の「宮野庄立券文」と呼ばれるものである。この内容を見ると、田畠が一一八町五反、無主の荒野が五三町五反、合して一七二町、在家は三十一宇であつて、当時の庄園の開発状態がしのばれる。さて東大寺大勧進重源上人が建久八年（一三〇七）六月に宮野庄等の寺領を東大寺塔頭東南院の院主定範律師に譲つた譲状に「宮野庄者、以南無阿弥陀仏（重源）所帶文書、申達公家、充賜宋人和卿衣食料、是同雖進付寺領、當時者専一事已上和卿之進止也」とあるように陳和卿は宮野庄の預所職を持つていたのである。ついで和卿の代官が庄務を専断し、年貢を一向寺家（東大寺）に納入せず私領と同様にしていたので、元久三年（一三二〇）四月に後鳥羽上皇の院序下文をもつて宮野庄等における濫妨を停止し、永く不輸の寺領として頗密仏事の用途にあてしめられたことがあつた。

その後の宮野庄は承久元年（一三一〇）四月に至つて東大寺の東南院領と決定せられたが、同三年の承久の乱に武士の押妨にあうと共に百姓も租税を進納しない状態となつたため、同年七月に官宣旨をもつてこれらの狼藉を速かに停止するよう命ぜられている。ついで東南院主定範は宮野庄以下の東南院門跡領を伏見天皇の季子無品法親王家聖珍に譲与したので、嘉禄元年（一三二二）二月の定範没後は東南院の僧徒が相語らつて濫妨な行為に出たため、その十一个月に至り官宣旨をもつてその奸謀を停止し、無品法親王の進止領掌に帰せしめている。しかし寛喜二年（一三三〇）

に至りまた供料の寺納を懈怠したので、東大寺は遂に宮野庄を東南院の進退から離し、庄務を東大寺雜掌輔法師に預けた。その六月に輔法師は宮野庄の年貢百五石五斗を毎年四月以前に懈怠なく弁済し、もし懈怠あらば直に庄務を停止せられても遺恨に思わないし、権門に依頼して謀叛を企てるようなことはしない。さらに東大寺に由緒のない人や他門・他家・女人等には譲与しないという条件の請文を提出している。この請文は当時の庄園に対する寺家の統制策のあらわれの一つであった。

貞永元年（三三三）四月には東大寺の五十学生供料の庄園として宮野庄預所職であった上野法眼覺巖を解任し、堯寬房顯弘を補任して覺巖の代官等は速に追出するよう宮野庄民に沙汰し、建長年間（三四一～五）には同供料を東南院源雅律師に給し、文永六年（三三九）九月には同供料百石を毎年四月の講以前に納入しなければ宮野庄の雜掌から出させた人質を罰するが、納期を二十日過ぎれば庄務職を没収することを定めた。こうした預所雜掌に対する厳重な年貢確保策は地頭の得分との争論に発展し、永仁元年（三三三）には宮野庄等の地頭が寺領田を押領してしまったので、東大寺から幕府に地頭の非法を訴え出たため、その十二月に幕府は実情調査を被官に命じたことがあつたけれどもその結果は史料不足のため不明である。しかし鎌倉中期以後と思われる年号不明の東大寺文書「大内介知行所領」中には「一所宮野」とあって、大内氏が宮野庄の地頭職を持つていたと考えられ、大内氏に押領されたのである。すなわち南北朝期に入つた永和四年（三七八）三月に大内弘世は氏寺である興隆寺へ宮野東西地頭方等の田地の一部を寄進していることは、東大寺の庄園であつた宮野庄が大内氏の私領的性格に変質してしまつていたことを物語るものであろう。

37 朝倉庄 山口市朝倉の地方である。京都の八坂神社所蔵『祇園社記録』によると、貞応二年（三三三）に朝倉庄を旬神供および長日大般若仁王経料所として祇園社に寄附せられてから同社の庄園となっていたのであるが、貞永元年（三三三）には祇園社領周防朝倉庄を国衙領に編入して東大寺造営料所にして祇園社には朝倉庄の替りに河内国石河東条庄を永代不輸の神領として領知すべき旨を宣下せられたことが『祇園執行日記』に見えている。

38 恒富保 山口市恒富を保域とする。『三浦家文書』によると、建久八年（一二七）十一月に鎌倉幕府は平子重經に仁保庄・恒富保の地頭職を与えたが、貞応三年（三三四）五月に重經は三郎重資を嫡子となし、これに仁保庄を譲与し、恒富保は四郎重継に譲渡している。この重継の子孫は恒富に居住し、地名によって恒富氏を称した。35仁保庄の項も参照せられたい。

39 秋穂二島庄 現在の山口市二島から秋穂町にわたる庄域で、後白河法皇の長講堂領であった。同領の概略は8  
玖珂庄の条で述べたので省略し、当庄に関する記述を記すこととする。

建久二年（一二九）十月の『長講堂領目録』（島田文書）には不所課庄々として周防二島の名が見えるのが初見である。この目録は長講堂領への寄進目録であつて、翌三年に長講堂領が成立するのであるから、二島庄はこれ以前から後白河法皇の御料地であつて、すでに年貢の進納を懈怠していたことが知られるのである。秋穂の『善城寺文書』に年代不詳の「周防国秋穂庄御本家領家領所等事」とある古文書によると

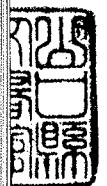
本家宣陽門女院 後白河法皇 御恩女ナリ 持明院殿仁和寺<sup>エ</sup>被渡後

建長年中比ハリクワム祖ノ人此御時ヨリ被変仁

領家三河僧正行遍和寺ヘ愛染王共<sup>丁歟</sup>行遍ノ御クソウ

助宝所賢深宣陽門院侍<sup>印敷</sup>相常僧津アクキタハ

助宝印賢深又如元被持



助僧津深官一条ノヰキシ（威儀師數）

惣在所子

侍従宝印了宝長井ノ將監

越後森タウ

上野法橋有深菩提院

とあって、本家は宣陽門院であり、領家は仁和寺菩提院であつて、その門跡である大僧正行遍がこれを執務し、ついで了遍僧正・禪助僧正・信助僧正と相承せられ、領所とは代官であつて庄司雜掌のことをいうのであるが、播磨国龍野の住人備前守大江恒義の子案主大夫長義が、門院に奉仕した勲功の賞として秋穂庄の預所職を賜わり、天福年中（一一三）に下向したと称せられている。

これより先の貞応三年（一二四）ごろの『宣陽門院親王内所領目録』（鳥田文書）の中に「女房別当三位家領周防国秋穂二島別當」と見えているから、秋穂二島庄はまだ宣陽門院が領掌せられていたのである。この宣陽門院は建長四年（一二五）六月八日に薨去せられているので、仁和寺が秋穂二島庄を領掌し、菩提院が領家となつた時期を行遍の時の建長年中とする『善城寺文書』は信拠すべき史料であると考えられる。ついで文永二年（一二五）七月の『東寺百合文書』では「長日愛染王護摩并六月八日前宣陽門院御忌日菩提院結縁灌頂用途」として秋穂二島庄を仁和寺菩提院に安堵しているし、『仁和寺文書』では建治二年（一二五）正月に当庄を菩提院領として安堵している。弘安六年（一二九）正月には権僧正了遍が禪助法印に菩提院門跡と秋穂二島庄らを譲与することをのべ、さらに正安四年（一二九）三月にも院宣を下して当庄を安堵されているのである。

ついで室町期に入った応永十四年（一四〇七）三月の『長講堂御領目録』（八代領治所藏文書）の中には「女房別当三位家領周防国秋穂二島別宮被寄進仁和寺菩提院愛染王」と見えるので、いぜんとして玖珂庄や阿武御領と共に長講堂御領に属し、特に秋穂二島庄の領家は仁和寺菩提院がもとの如く持つていたことが知れるのである。

#### 40 楠野庄

当庄の庄域については浮因郷と賀宝郷の閑地を開墾して立てた東大寺の庄園で、楠野川の下流沿岸、すなわち現山口市大歳以南から小郡・嘉川地方にわたるといわれている。そして当庄園の成立時期は竹内理三著『寺領莊園の研究』では天平勝宝四年（七五）といわれるが、『平安遺文』所収の守屋孝藏氏所藏文書中の『仁平三年（一二五）東大寺諸庄園文書目録』を見ると、「周防國楠野庄 一巻卅六枚 天平勝宝六年産業勘定 一巻卅三枚 天平宝字四年産業勘定 一巻十一枚 同年雜文書 一巻四枚 同五年官符坪付」とあって開発の古いことが窺がえることは確かである。ついで天暦四年（九〇）十一月の『東大寺封戸庄園并寺用帳』（東南院文書）には「周防國吉敷郡楠野庄田九十一町六段十九歩」と見え、長徳四年（九〇）の『東大寺領諸国庄家田地目録』（東南院文書）では「周防國吉敷郡楠野庄田九十一町六段六十九歩 右国々庄荒廢」とあって、すでに楠野庄は荒廃状態にあつた。『東大寺要録』および『俊乗房重源讓狀』によると、東大寺大勧進の重源上人は建久七年（一二〇）に朝廷に奏請して楠野庄を東大寺の庄園に復興させ、四至榜示を糺し、大仏殿の顯密供料にあて、右衛門尉紀季種を預所職に補したのである。翌年重源上人は36宮野庄らと同様に東南院主定範律師に譲渡している。ところが源頼朝は建久九年（一二〇）四月に白松藤三資綱なる者を小郡および賀河の地頭職に補任したが、何れも楠野庄の庄域であるから東大寺はこれに異議を示したため五月には解任して寺に還付けられた。ついで承久の乱（一二一）には宮野庄らと同様に武士の押妨にあつたので宣旨を下されこれを停止せられている。しかし貞応元年（一二三）に時広法師という人が楠野庄地頭職に補せられたが、東大寺はその不当を申立て、先例に任せて地頭職の停止を陳訴したため、幕府は天福元年（一二三）七月に下知状を下してこれを停止している。

南北朝期に入つた觀応元年（一二三）八月の大風高潮洪水により楠野庄の年貢は免除せられ、庄民は一時喜悦の眉を開いたのであるが、同年秋から翌年三月までに数万人の軍勢が楠野庄内に乱入り、兵糧米等を加徵したり、財宝



を取つたりする狼藉にあい、さらに七月には再び大風高潮大洪水の災害にあったので、榎野庄民は連署して愁訴に及んだことが『東大寺文書』の「周防国榎野庄百姓申状」に見えるのである。数万人の軍勢が乱入したとは庄民が土貢の減免を得るため人数の誇張をした向きもあるが、当時の情勢から考え、大内氏の宗家である大内弘世の軍勢が挙兵に当つて兵糧米等を榎野庄から強徵したことによる愁訴ではなかつただろうか。室町期には榎野庄も他の東大寺領と同様に大内氏に押領されており、後年大内義興が東大寺からの国衙領返要求を受け入れざるを得なくなつた際の永正六年（一五〇九）九月に榎野庄は東大寺へ返還せられた事情が『実隆公記』によつて窺がえるのである。また同書に榎野庄三代官のことが見えるけれども氏名は不明である。大内氏滅亡後においては小早川隆景が榎野庄を預かつたが、東大寺大仏最勝講料所としての当庄を押妨して年貢を寺家に進納しなかつたので、永禄五年（一五六二）九月に正親町天皇綸旨をもつて東大寺に還補せしめられている。

## 41 賀川別庄

現在の山口市嘉川の南部から佐山地方にわたる安樂寿院の庄園である。

平安時代の保安三年（一二三）十月に鳥羽天皇の御願によって安樂寿院が建立せられ、ついで同院に賀川別庄外四十七箇所の庄園を施入せられた。この安樂寿院領は天皇の第三皇女の八条院暉子内親王に伝領せられた。建暦元年（一二三）六月に八条院は薨去せられ、後鳥羽天皇の第一皇女春華門院昇子内親王に御伝えになつたが、同年十一月春華門院もまた薨去せられたので、御領全部を順徳天皇に譲進せられ、後鳥羽上皇がこれを管領せられることとなつた。ところが承久の乱（一二二）に上皇の御領地は幕府に全部没収せられ、同時に旧八条院領もまた没収せられたのである。ついで幕府は後鳥羽上皇御管領の所領を擧げて後高倉院守貞親王に返進した。後高倉院はその御料所を第二皇女安嘉門院邦子内親王に譲与せられている。弘安六年（一二九三）九月に安嘉門院が薨去せられ、同院領は龜山上皇が伝領せられることとなつた。嘉元三年（一二九五）九月の上皇崩御に先立ち御料地の処分を行なわれたが、旧八

条院領は皇子常盤井恒明親王に譲与せられた。『竹内文平所蔵文書』の嘉元四年（一二九六）六月十二日付『昭慶門院御領目録』の中に「安樂寿院領周防國賀川別庄」の名が見える。ついで大覺寺統の後宇多上皇の御管領に属し、

徳治三年（一二九八）閏八月の上皇の御处分に当つては皇子尊治親王（後醍醐天皇）に譲与せられている。

以上は賀川別庄の本家領家に関することがあるが、庄域内の白松に居住して在名をもつて氏となっていた白松氏が地頭職を世襲していたようである。『東大寺要録』によると、建久九年（一一九八）四月に白松藤二資綱なる者が榎野庄の地頭職に補任せられており、永享二年（一二〇〇）六月の大内盛見書状に、白松縫殿允基定が賀宝庄北方の地頭職であつたことが『興隆寺文書』に見える。

（以上周防国の部終り）